

特許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号）（附則第七条関係）

改正案		現行		
2 3 (略)	各年の区分	各年の区分	<p>（特許料） 第七十七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、出願公告の日から第七十四条の規定により特許権が消滅し、又は第六十七条第三項に規定する存続期間が満了するまでの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。</p>	
	第一年から第三年まで	<p>毎年一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき五千六百円</p>		<p>第一年から第三年まで</p> <p>毎年一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき七千四百円</p>
	第四年から第六年まで	毎年一発明につき八千四百円		<p>第四年から第六年まで</p> <p>毎年一発明につき一万二千二百円</p>
	第七年から第九年まで	毎年一発明につき一万六千八百円		<p>第七年から第九年まで</p> <p>毎年一発明につき二万二千四百円</p>
	第十年から第二十五年まで	毎年一発明につき三万三千六百円		<p>第十年から第二十五年まで</p> <p>毎年一発明につき四万四千八百円</p>

特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）（附則第九条関係）

改 正 案

現 行

附 則

（第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）

第三条（略）

2（略）

3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金 額
第一年から 第三年まで	毎年八千五百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき五千六百円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年一万三千五百円に一発明につき八千四百円を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年二万七千円に一発明につき一万六千八百円を加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年五万四千円に一発明につき三万三千六百円を加えた額

4 この法律の施行前にした特許出願に係る手数料の納付についての特許法第九十五条第二項の規定の適用については、別表第六号中「八万四千三百円に一請求項につき二千七百円」とあるのは、「七万七千三百円に一発明（特許請求の範囲に記載され

附 則

（第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）

第三条（略）

2（略）

3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金 額
第一年から 第三年まで	毎年七千円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき七千四百円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年一万二千二百円に一発明につき一万二千二百円を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年二万二千四百円に一発明につき二万二千四百円を加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年四万四千八百円に一発明につき四万四千八百円を加えた額

4 この法律の施行前にした特許出願に係る手数料の納付についての新特許法第九十五条第二項の規定の適用については、別表第五号中「五万六千二百円に一請求項につき千八百円」とあるのは、「七万五千円に一発明（特許請求の範囲に記載された一

た一発明をいう。以下この表において同じ。）につき九千円」と、同表第十三号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

（第四条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）

第五条（略）

2 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る登録料の納付についての特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法第三十一条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる登録料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年九千三百円
第四年から第六年まで	毎年一万八千五百円
第七年から第十年まで	毎年三万七千円

発明をいう。以下この表において同じ。）につき「一万二千円」と、同表第十号中「三万九千六百円に一請求項につき四千四百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

（第四条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）

第五条（略）

2 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る登録料の納付についての新実用新案法第三十一条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる登録料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年九千五百円
第四年から第六年まで	毎年一万八千九百円
第七年から第十年まで	毎年三万七千八百円

特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）（附則第十四条関係）

改正案				現行			
<p>附則 （第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置） 第四条（略）</p> <p>2 前項の場合において、この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正並びに特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七條第一項の審判及び特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号。以下「平成十一年改正法」という。）の施行後にした行為に対する罰則の適用については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>							
第三十七條第一項	（略）	（略）	（略）	第三十七條第一項	（略）	（略）	（略）
第三十九條第一項	（略）	（略）	（略）	第三十九條第一項	（略）	（略）	（略）
第四十條第一項	（略）	（略）	（略）	第四十條第一項	（略）	（略）	（略）
第四十條第二項	2 第三十七條第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。	2 第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判の被請求人は、前項又は次条において準用する特許法第五十三條	2 第三十七條第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。	第四十條第二項	2 第三十七條第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。	2 第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判の被請求人は、前項又は次条において準用する特許法第五十三條	2 第三十七條第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。
<p>附則 （第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置） 第四条（略）</p> <p>2 前項の場合において、特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号。以下「平成十年改正法」という。）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七條第一項の審判又は明細書若しくは図面の訂正及び平成十年改正法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>							

-
-
- 第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしななければならない。かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。
- 一 実用新案登録請求の範囲の減縮
 - 二 誤記の訂正
 - 三 明りようでない記載の釈明
- 3 審判長は、第一項の答弁書又は前項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書若しくは図面を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。
- 4 審判長は、審判に関し、当事者を尋問することができる。
- 5 前条第二項から第四項まで並びに特許法第二百一十七条、第二百二十八条、第二百三十一条、第二百三十二条第三項及び第四項並びに第六十四条第一項
-
-

-
-
- 第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしななければならない。かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。
- 一 実用新案登録請求の範囲の減縮
 - 二 誤記の訂正
 - 三 明りようでない記載の釈明
- 3 審判長は、第一項の答弁書又は前項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書若しくは図面を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。
- 4 審判長は、審判に関し、当事者を尋問することができる。
- 5 前条第二項から第四項まで並びに特許法第二百一十七条、第二百二十八条、第二百三十一条、第二百三十二条第三項及び第四項並びに第六十四条第一項
-
-

第六十条	第五十七條 及び第五十八條	第五十六條 第三項	第五十六條 第一項及び 第二項	第五十五條 第二項	第四十一條	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	の規定は、第二項の場合に準用する。この場合において、前条第三項中、「第一項第一号の場合には」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判においては、当該審判の請求がされていない請求項についての訂正であつて、第四十條第二項第一号の場合には」と読み替へるものとする。
第六十条	第五十七條 及び第五十八條	第五十六條 第三項	第五十六條 第一項及び 第二項	第五十五條 第二項	第四十一條	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	の規定は、第二項の場合に準用する。

<p>3 平成十一年改正法の施行前に請求された旧実用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判における明細書又は図面の訂正については、第二項において読み替えられた旧実用新案法第四十條第五項後段の規定は、適用しない。</p>	別表第五号	(略)	<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六條第一項若しくは第二項、第五十七條又は第五十八條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。</p>
	別表第九号	(略)	<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本條の罰金刑を科する。</p> <p>一 第五十六條第一項 一億円以下の罰金刑</p> <p>二 第五十六條第二項、 三百万円以下の罰金刑</p> <p>三 第五十七條又は第五十八條 三千万円以下の罰金刑</p>
	別表第五号	(略)	<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六條第一項若しくは第二項、第五十七條又は第五十八條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。</p>
	別表第九号	(略)	<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本條の罰金刑を科する。</p> <p>一 第五十六條第一項 一億円以下の罰金刑</p> <p>二 第五十六條第二項、 第五十七條又は第五十八條 各本條の罰金刑</p>

改正案	現行
<p>附則 （平成五年旧実用法の適用を受ける実用新案登録出願についての経過措置） 第九条（略）</p> <p>2 前項に規定する実用新案登録出願については、平成五年旧実用法第十三条において準用する平成五年旧特許法第五十五条第一項の規定による登録異議の申立てはできないものとし、特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号。以下「平成十一年改正法」という。）による改正後の特許法（以下「平成十一年改正特許法」という。）第五章の規定を当該実用新案登録出願について実用新案登録がされた場合に準用する。</p> <p>この場合において、平成十一年改正法の施行の際現に特許庁に係属している登録異議の申立てにおける明細書又は図面の訂正については、平成十一年改正特許法第二百二十条の四第三項後段の規定は、適用しない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第二項において準用する平成十一年改正特許法第一百三十三条の規定により登録異議の申立てをする者は一件につき四千三百円に一請求項につき五百円を加えた額（昭和六十二年改正法の施行前にした実用新案登録出願に係る登録異議の申立てにあつては、一件につき五千五百円）の範囲内において政令で定める額の手数料を、同項において準用する平成十一年改正特許法第一百八条第一項の規定による参加を申請する者は一件につき五千五百円の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならぬ。</p> <p>5 平成十一年改正特許法第七章の規定は、第二項において準用する平成十一年改正特許法第一百四十二条第二項の取消決定が確定した場合に準用する。</p>	<p>附則 （平成五年旧実用法の適用を受ける実用新案登録出願についての経過措置） 第九条（略）</p> <p>2 前項に規定する実用新案登録出願については、平成五年旧実用法第十三条において準用する平成五年旧特許法第五十五条第一項の規定による登録異議の申立てはできないものとし、新々特許法第五章の規定を当該実用新案登録出願について実用新案登録がされた場合に準用する。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第二項において準用する新々特許法第一百三十三条の規定により登録異議の申立てをする者は一件につき四千三百円に一請求項につき五百円を加えた額（昭和六十二年改正法の施行前にした実用新案登録出願に係る登録異議の申立てにあつては、一件につき五千五百円）の範囲内において政令で定める額の手数料を、同項において準用する新々特許法第一百八条第一項の規定による参加を申請する者は一件につき五千五百円の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>5 新々特許法第七章の規定は、第二項において準用する新々特許法第一百四十二条第二項の取消決定が確定した場合に準用する。</p>

6 第二項において準用する平成十一年改正特許法第百十三条の規定による登録異議の申立てに關し第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、平成五年旧実用法第五十七条中「実用新案登録又は審決」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号。以下「改正法」という。）附則第九条第二項において準用する改正法第二条の規定による改正後の特許法（以下「改正特許法」という。）第百十三条の規定による登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」という。）についての決定」と、平成五年旧実用法第五十九条第一項、第六十三条及び第六十四条中「この法律」とあるのは「改正特許法」と、平成五年旧実用法第五十九条第二項中「査定又は審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定」と、平成五年旧実用法第六十二条中「第四十一条において、第十三条において準用する特許法第五十九条において、第四十一条において準用する特許法第六十一条の第三項において準用する同法第五十九条において、又は第四十五条において、それぞれ準用する同法」とあるのは「改正法附則第九条第二項において準用する改正特許法第百十九条（改正法附則第九条第五項において準用する改正特許法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する改正特許法」とする。

6 第二項において準用する新々特許法第百十三条の規定による登録異議の申立てに關し第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、平成五年旧実用法第五十七条中「実用新案登録又は審決」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号。以下「改正法」という。）附則第九条第二項において準用する改正法第二条の規定による改正後の特許法（以下「改正特許法」という。）第百十三条の規定による登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」という。）についての決定」と、平成五年旧実用法第五十九条第一項、第六十三条及び第六十四条中「この法律」とあるのは「改正特許法」と、平成五年旧実用法第五十九条第二項中「査定又は審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定」と、平成五年旧実用法第六十二条中「第四十一条において、第十三条において準用する特許法第五十九条において、第四十一条において準用する特許法第六十一条の第三項において準用する同法第五十九条において、又は第四十五条において準用する特許法第百七十四条第一項から第四項までにおいて、それぞれ準用する同法」とあるのは「改正法附則第九条第二項において準用する改正特許法第百十九条（改正法附則第九条第五項において準用する改正特許法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する改正特許法」とする。

改正案

現行

（登録料）
 第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、第十五条第一項に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

（登録料）
 第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、第十五条第一項に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年八千五百円に一請求項につき八百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万六千九百円に一請求項につき千六百円を加えた額
第七年から第十年まで	毎年三万三千八百円に一請求項につき二千二百円を加えた額

2、3（略）

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年八千五百円に一請求項につき千円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万六千九百円に一請求項につき二千円を加えた額
第七年から第十年まで	毎年三万三千八百円に一請求項につき四千円を加えた額

2、3（略）